

一部市税で電子納付が可能になります

4月から一部市税において、納付書に印字されたQRコードやeL番号を利用することにより、パソコンやスマートフォン決済アプリを使用した電子納付が可能になります。

対象となる税目 市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

対象となる納付書 「eLマーク」QRコード「eL番号」が印刷された納付書

納付方法

①**地方税お支払いサイト**：「地方税お支払いサイト」へアクセスし、QRコードを読み込む、またはeL番号を入力することで納付可能です。詳しくは地方税お支払いサイトをご確認ください。



②**スマートフォン決済アプリ**：アプリを起動し、QRコードを読み取って納付してください。利用可

能なアプリは「地方税お支払いサイト」をご確認ください。アプリの操作方法については、当該アプリのウェブサイトなどをご確認ください。

③**金融機関窓口**：市指定金融機関以外の「地方税統一QRコード対応金融機関」でも納付が可能です。詳しくは、地方税共同機構のウェブサイトをご確認ください。



その他 電子納付された場合、領収証書は発行されません。また、納付後、市が納付を確認できるまでに一定期間を要するため、すぐに納税証明書が必要な人は金融機関窓口やコンビニエンスストアなどで納付し、領収証書を税務課へ提示してください。

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

☎税務課 21・0215



5月は消費者月間です

令和5年度の消費者月間のテーマは「デジタル社会の進展と消費者のくらし」です。

社会のデジタル化が進むことにより、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。その一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しており、さまざまな情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラルなどを身に付けることが必要です。

行政や事業者などから得た情報を使って、自分の生活に必要なデジタル技術のノウハウを蓄えて活用し、トラブルを避けながら、安全・安心により豊かな消費生活を送りましょう。

○詐欺の電話や勧誘話に注意！

○お金を払うと、もう取り戻せません！

☎市民課 21・0254

マイナンバーカードを使用する一部の手続きを休止します

システムの更新作業のため、次の期間は一部の手続きができませんのでご了承ください。

休止期間 5月1日(月)～2日(火)

休止する手続き 署名用電子証明書の再発行、マイナンバーカードの住所や氏名などの変更、マイナンバーカードの暗証番号初期化

☎個人番号コールセンター
0570・783・578
市民課 21・0253

マイナンバーカード受け取り時間外窓口

休日や平日の時間外にマイナンバーカードの受け取りができる窓口を市役所1階市民課に開設しています。

今後の開設日時

5月14日(日) 午前9時～正午
5月26日(金) 午後5時15分～7時



日時が変更になる場合がありますので、市ウェブサイトをご覧ください。また、身体が不自由などで外出が困難な人を対象に個別の対応も行います。電話でご相談ください。

☎市民課 21-0253